平成２３年（フ）第６３９号
鹿児島県西之表市現和4864番地
債務者　松下　千秋
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６４８号
鹿児島市西伊敷３丁目40番６―25号
債務者　田之上廣行
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４号
鹿児島県鹿児島市桜島藤野町20番地
債務者　坂元　ルミ
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目３番６号
債務者　川路美奈子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７１号
鹿児島県指宿市十二町3584番地
債務者　阿保ゆうこ
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
鹿児島県指宿市山川成川544番地
債務者　市川　啓子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１７号
沖縄県浦添市勢理客３丁目11番９―403号
砂川アパート
債務者　伊礼尚樹こと　伊禮　尚樹
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４５９号
秋田市桜３丁目４番70号
債務者　千葉まり子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９９号
長野市大字鶴賀529番地１　第三王神ハイツ101、前住所長野市大字南長野南石堂町1279番地14
債務者　岩﨑　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
長野市上松３丁目22番26号　プリンスハイツA101
債務者　小山　千鶴
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
大津市中庄１丁目７番５号　尾本ハイツ102号室、前住所大津市栄町20番８号　高野ハイツ201号
債務者　畑　　末義
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７０１号
京都市北区上賀茂葵之森町７番地６　シャンポール上賀茂106号
債務者　安見慶織物こと　安見慶次郎
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０２号
京都市北区上賀茂葵之森町７番地６　シャンポール上賀茂106号
債務者　安見　和子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７９号
兵庫県尼崎市長洲本通２丁目９番１号
債務者　横山　　勝
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０４号
奈良市敷島町１丁目1054番地の１　高木マンション７―102号
債務者　榎村　信久
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６０９号
奈良県桜井市大字大福263番地
債務者　池田　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６１７号
奈良市川上町405番地　第２号市営住宅４―311号
債務者　浦口　孝一
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１６６号
広島県三原市中之町南1402番地73
債務者　小林　美和
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係